

熊本市も一部損壊への義援金配分を決定

熊本地震で被災した一部損壊世帯に対して、修理費用100万円以上の世帯に10万円、さらに住民税非課税世帯とひとり親世帯に3万円の支給が行われます。

議会の論戦と合わせ、多くの署名が寄せられるなど、市民の世論が、支援制度実現の大きな力となりました。

制度の詳細は以下の通りです。

100万円以上の修繕費がかかる世帯へ10万円

【工事の対象範囲】

対象となる 工事箇所 部分	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根、柱、外壁、基礎等 ・ドア、窓等の開閉部 (ガラス 鍵の交換も含む) ・上下水道、電気、ガス管、配線、給排水機設備 換気扇等) ・衛生設備 (便器、浴槽等)、給湯設備 電気温水器等) <p>※上記の対象箇所 部分であっても、壊れていない場合の取り換えやリフォーム、グレードアップは対象となりません。</p>
対象外の 工事箇所 部分	<ul style="list-style-type: none"> ・内装 間仕切り壁、壁紙、天井の仕上げ、ふすま、障子等、畳) ・外構 門、車庫、カーポート、塀、柵等) ・家電製品

【申請に必要なもの】 申請書、り災証明書、振込口座の通帳の写し、印鑑、修理工事の領収書、修理工事の内容がわかる書類

【申請窓口】 各区役所 総合相談窓口

【申請期限】 2018年3月31日

住民税非課税世帯・ひとり親世帯へ3万円の支給

一部損壊世帯のうち、住民税非課税世帯とひとり親世帯へ3万円が支給されます。両方に該当する世帯は6万円の支給となります。

まだ、申請受付が始まっていません。1月下旬もしくは2月上旬をめどに申請が開始される予定です。

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

上野みえこ なすまどか やまびひろし

熊本市中央区手取本町1-1 3階

NO.1030
2017年1月15日
電話 328-2656
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
HP：http://www.jcp-kumamoto.com/

弁護士による「無料法律相談」のご案内

毎月定例で無料の法律相談を行っています。どなたでもご利用できます。震災に関わる法律相談も含め、ぜひご利用ください。

「事前予約制」です。ご希望の日時に電話予約をお願いします。

- 1月18日(水) 午後2時～4時
中央区生活相談所(大江5-15-20) Tel 375-2200
- 2月10日(金) 午後4時～6時
東区生活相談所(広木町7-23-2) Tel 328-2656
- 1月25日(水) 午後1時30分～4時
山本のぶひろ渡鹿生活相談所(渡鹿6-5-60) Tel 362-5181
- 1月23日(月) 午後6時～8時
北区生活相談所(武蔵ヶ丘1-10-1) Tel 338-2001
- 2月9日(木) 午後1時～4時
菜の花法律事務所(南区江越1-17-12) Tel 322-7731

【控室から】 転倒」注意

上野 みえこ



新年早々、自転車のペダルを踏み外して、ズテーン！と転んでしまいました。勢いよく転んだので、子どものように膝小僧を大きく擦り剥き、はれ上がってしまいました。10年か20年、久しく転んだことがなかったのでびっくりしましたが、友人に「骨折しなくてよかったね」と言われ、軽傷で済んだことに感謝しました。

最近、高齢者サロンなどで、「転倒防止」についてお話を聞く機会も多々ありましたが、自分は対象外と思っていました。高齢者の場合は、転倒し骨折というケースも多く、入院ですれば衰えがすすむケースも少なくありません。

ともあれ、転んで気づいたことは、高齢者ばかりでなく、私のようなおちよちよちも含めて、誰でも転倒には要注意ということです。

昨年は地震発生もあり、大変な1年でした。いよいよ本格的な復興へとすすんでいく今年、みなさまも、けがや病気には十分に注意され、元気な1年を送っていただきたいと思います。

液状化、宅地被害の支援制度が拡充されました

国の補助事業対象地域では、個人費用分を市が負担

液状化や宅地被害について、国の補助事業の対象になる地域では、個人費用の分を熊本市が自主財源で負担することになりました。

補助要件としては、道路などのインフラと隣接している宅地

で、がけ崩れの場合、がけ高3m以上、宅地の場合は盛土高2m以上で、がけ・盛土の上に家屋が2戸以上あることなど。液状化の場合は、約3千平方m以上で10戸以上の密集地などです。(右表参照)

被災世帯の7割以上で住民負担が一負担軽減のさらなる取り組みを

被災宅地総数(推定)約7,200件

国庫補助事業による支援
①+②=約1,700件
(24%)

住民負担がゼロ
(熊本市が自主財源で負担)

①既存国庫補助事業
約1,300件(18%)

災害関連地域防災
がけ崩れ対策事業

宅地耐震化推進事業

大規模盛土造成地滑動崩落防止事業
宅地液状化防止事業

②宅地耐震化推進事業の拡充制度
約400件(6%)

国庫補助事業以外の支援
③約5,500件(76%)

住民負担が発生
(県の復興基金の支援)

復興基金による
支援制度

【補助額】
・対象工事費から50万円を控除した額の3分の2を補助(限度額は1,000万円)

【対象工事】
・のり面の保護工事
・よう壁の復旧工事
・住宅の基礎の補正(ジャッキアップ等)など

いっぽうで、国の補助事業の対象から外れる世帯が全体の7割以上もあります。

その場合、県の基金によりまかなうこととなりますが、50万円を超える分の工事(限度額1千万円)で3分の1の住民負担が発生します。

東日本大震災の仙台市では、10分の1まで住民負担を軽減しました。

住民への丁寧な説明とともに、住民負担が最大限軽減されるよう、本市独自の取り組みが求められます。

●対象となる要件と事業

■地滑りの場合「大規模盛土造成地滑動崩落防止事業」

高さ2m以上の盛り土の上に家屋が2戸以上。周辺道路に被害を与える恐れがある場合

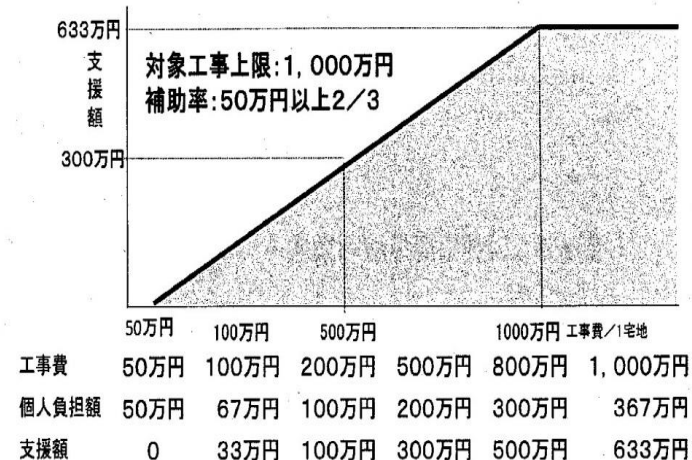
■がけ崩れの場合「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業」

高さ3m以上のがけで、2戸以上の家屋に影響がある場合

■液状化の場合「宅地液状化防止事業」

約3000平方m以上で、家屋が10戸以上ある密集地の場合
(※液状化で傾いた家屋をジャッキアップするなど、復旧のための補正は対象になりません)

●復興基金による被災宅地支援



国の補助事業の対象とならず、県の復興基金からの補助を受ける場合には、住民負担が発生します。

対象工事費から50万円を差し引いた額の3分の2が基金からの補助ですので、残りの3分の1が住民負担になります。

復興基金からの支援事業は、以下のとおりです。

- 住宅の基礎の補正(傾いた家屋のジャッキアップなど)
- 地盤の復旧
- よう壁の復旧
- 崩れた旧よう壁の撤去 など

